

2025 年 5 月～6 月総会 議決権行使指図結果

2025 年 5 月～6 月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は 1,354 社、議案数は 14,233 議案（会社提案：13,917 議案、株主提案：316 議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	9,237	2,048	0	0	11,285
	監査役の選解任	749	55	0	0	804
	会計監査人の選解任	27	0	0	0	27
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	538	25	0	0	563
	退任役員の退職慰労金の支給	0	33	0	0	33
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	817	30	0	0	847
	組織再編関連（*2）	12	0	0	0	12
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	30	0	0	31
	その他 資本政策に関する議案（*3）	36	5	0	0	41
定款に関する議案		270	2	0	0	272
その他の議案		2	0	0	0	2
合計		11,689	2,228	0	0	13,917

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	9	307	0	0	316

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（１）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（２）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（３）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

（４）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

2024年7月～2025年6月総会 議決権行使指図結果

2024年7月～2025年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,110社、議案数は20,423議案（会社提案：20,039議案、株主提案：384議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	12,897	3,181	0	0	16,078
	監査役の選解任	1,057	109	0	0	1,166
	会計監査人の選解任	59	0	0	0	59
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	707	46	0	0	753
	退任役員の退職慰労金の支給	0	61	0	0	61
資本政策に関する議案 （定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,223	37	0	0	1,260
	組織再編関連（*2）	23	0	0	0	23
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	37	0	0	38
	その他 資本政策に関する議案（*3）	120	7	0	0	127
定款に関する議案		466	5	0	0	471
その他の議案		3	0	0	0	3
合計		16,556	3,483	0	0	20,039

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	22	362	0	0	384

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

- （1）取締役の選解任
 - ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
 - ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）
- （2）監査役の選解任
 - ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）
- （3）役員報酬
 - ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合
- （4）買収防衛策の導入・更新・廃止
 - ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合